

延長保育実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人武蔵村山正徳会 つむぎ保育園運営規程第15条第2項、第3項及び第17条に基づく延長保育の実施並びに費用（以下「徴収金」という）の徴収に関し必要な事項を定め、保育事務の適正、かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(延長保育内容)

第2条 延長保育とは、社会福祉法人武蔵村山正徳会 つむぎ保育園（以下「園」という）に入園している児童または入園が内定している児童の保護者が就労等により保育時間内（18時00分まで）までにお迎えすることができない児童を対象に、保護者の申請により、選考にて1時間（19時00分まで）の延長をして保育を行うものとする。

- 2 延長保育の対象児童には、補食程度の給食を提供する。
- 3 延長保育の形態は、通常延長保育と臨時延長保育とする。

(臨時延長保育)

第3条 臨時延長保育とは、前条各項に定めた内容のほか保護者のやむを得ない事情かつ緊急を要する場合において利用日当日の延長保育が定員以下の場合に限り、臨時に延長保育を行うものとする。

(実施基準)

第4条 延長保育の実施は、児童の保護者が別表1に定める延長保育の実施基準のいずれかに該当し、かつその他の同居の親族、その他の者が、延長保育実施時間内に当該児童の保育にあたれない場合に行うものとする。

第2章 選考会議

(選考会議の設置)

第5条 園長は、延長保育の実施を適正、かつ公正に決定するため、延長保育決定選考会議（以下「選考会議」という）を設置する。

2 選考会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通常延長保育の実施基準に基づく指数（以下「指数」という。）を総合的に審議すること。
- (2) 指数に基づき、指数の高い順に通常延長保育実施の順位を決定すること。

3 選考会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 事務長
- (4) その他、園長が必要と認める職員

- 4 選考会議は園長が必要と認めるとき随時開催することができるものとする。
- 5 選考会議は園長が召集し、主宰する。
- 6 園長は、児童の保護者より臨時延長保育の申込みがあり、保護者のやむを得ない事情かつ緊急を要する場合において利用日当日の延長保育が定員以下の場合に限り、選考会議を設置しないで延長保育を決定することができるものとする。

第3章 延長保育の申込み及び却下

(延長保育の申込み)

- 第6条 保育所に入園している児童または入園が内定している児童の保護者のうち延長保育を希望する者は、延長保育申込書（延長1号様式）、就労証明書（就労1号様式）、その他必要な書類を添付して、園長に申込みをしなければならない。
- 2 園長は、前項に規定する延長保育申込書を受理したときは、選考会議を召集しなければならない。
 - 3 臨時延長保育を希望する者は、第1項の定めによらず利用日当日の午前中までに文書又は、口頭で園長に申し込まなければならない。

(延長保育申込みの却下)

- 第7条 園長は、延長保育申込書及びその他の書類を基に状況調査をした結果、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該申込みを却下するものとする。
- (1) 延長保育の実施基準に該当しないとき。
 - (2) 延長保育の実施基準には該当するが、延長保育の定員に欠員がないとき。
- 2 園長は、延長保育申込を却下したときは、延長保育決定通知書（延長3号様式）により、速やかに当該申込者に通知しなければならない。

(延長保育申込みの特例)

- 第8条 前条第1項の規定により却下した延長保育申込みは、当該申込みの日から6ヶ月（申込みが月の途中であるときは、6ヶ月に達した月の末日まで）これを有効なものとみなす。
- 2 園長は、延長保育に欠員が生じたときは、却下された延長保育が実施されるまで、前項の規定による延長保育申込みを繰り返し審議することができる。

第4章 延長保育実施の決定

(申込みの順位)

- 第9条 通常延長保育実施の順位は、指数の高い児童の順に決定する者とする。ただし、指数の同じ児童が2人以上いるときは、次の各項に掲げる事項を総合的に勘案して通常延長保育実施の順位を決定する者とする。
- (1) 児童の置かれている状況
 - (2) 同居又は近隣に居住する親族の状況
 - (3) 世帯の経済状況

(延長保育の実施期間)

第10条 保護者は延長保育の実施の期間（以下「実施期間」という）は、通常延長保育の実施基準に定める期間の範囲内において保護者が希望する期間の内、園長が必要と認める期間とし、月単位とする。

2 保護者は、延長保育の実施要件が変更し、通常延長保育の実施期間に変更が生じたときは、延長保育実施変更届（延長3号様式）により届出なければならない。

3 臨時延長保育の実施期間は1日単位とする

(延長保育実施の決定)

第11条 延長保育の実施は、園長が選考会議にかけ、決定するものとする。

2 園長は、延長保育実施の決定をしたときは、延長保育決定通知書（延長2号様式）により当該保護者あてに通知しなければならない。但し、臨時延長保育の決定は、事前に通知せず、延長保育終了後の当月末に臨時延長保育精算書（延長5号様式）をもって通知に代えるものとする。

3 園長は、第1項にかかわらず、保護者のやむを得ない事情かつ緊急を要する場合で、当該申込み当日の延長保育が定員以下の時は臨時に延長保育の利用を指数にかかわらず、決定することができる。

(延長保育実施の開始日)

第12条 延長保育実施の開始日は、選考会議において延長保育実施の決定した日の翌月1日より行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず園長が必要と認めた場合は延長保育を開始することができることとする。

(延長保育実施の取消し)

第13条 園長は、第11条第2項の規定による延長保育実施決定の通知した日から延長保育実施の開始日までの間において、延長保育実施を決定した児童が次の各号の一に該当すると認められるときは、延長保育実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 延長保育実施基準の条件事由が消滅したとき。
- (2) 保護者から延長保育実施の辞退の意思表示があったとき。
- (3) つむぎ保育園運営規程第13条に該当し、退園または内定取り消しになったとき。
- (4) その他、園長が特に取り消す必要があると認めたとき。

2 園長は、延長保育実施を取り消したときは、当該保護者あてに通知しなければならない。

3 園長は、臨時延長保育を受け付け決定後、保護者より取り消しの連絡を受けた場合、延長保育開始2時間前であれば取り消しを受け付けることとする。それ以後は、取り消しは出来ないものとする

(延長保育実施の解除)

第14条 園長は、延長保育実施児童が次の各号の一に該当すると認められるときは、延長保育実施を解除することができる。

- (1) 延長保育実施期間が満了したとき。
- (2) 延長保育実施基準の条件事由が消滅したとき。
- (3) 保護者から延長保育実施の辞退の意思表示があったとき。
- (4) つむぎ保育園運営規程第13条に該当し、退園になったとき。

(5) その他、園長が特に解除する必要があると認めたとき。

2 園長は、通常延長保育実施を解除したときは、当該保護者あてに通知しなければならない。

第5章 徴収金

(徴収金の額)

第15条 延長保育の徴収金の額は、月額4,000円。ただし、市の規定により免除される者を除く。

2 臨時延長保育の徴収金は1回の利用につき30分以内ごとに800円とする。

3 延長保育の徴収金は、保育単価を基準として変更することができる。

これを別表2にまとめる。

(徴収金の算定)

第16条 徴収金は、延長保育実施の最初の日が、月の初日であるときは1ヶ月分を徴収し、月の途中であるときは日割り計算にて徴収金を算定し、徴収する。

2 前項の日割り計算における徴収金の算出方法は認定徴収額を25日(1ヶ月とみなす)で除しものに小数点以下は切り捨てて1日の単価を算出し、実利用日数を乗じたものを徴収する。

3 徴収金は延長保育実施解除の日が月の途中であるときは、1ヶ月分を徴収する。

4 前条第2項に定める徴収金は前項にかかわらず当該延長保育実施日に徴収する。

(徴収金の納期限)

第17条 徴収金の納期限は、毎月末とする。ただし、これによりがたいときは、別に納期限を定めることができる。

2 徴収金の納期限より3ヶ月を超えても支払いがない場合は、園長の判断により延長保育の実施を解除することができる。

第6章 雑則

(改正)

第18条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人武蔵村山正徳会理事会の議決を経るものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

別表 1

延長保育実施基準（指数）表

項目	類型	細目	指数
1	居宅外 労働	月15日以上	10
		月 8日以上14日以内	9
		月 8日未満	8
2	居宅内 労働	危険業種	10
		非危険業種	9
3	その他	上記項目以外で延長保育と認められる場合は 1・2の項目にそれぞれ該当するものを準用する	

別表 2

延長保育徴収金表

		徴収金
延長保育(月額)		4,000円
臨時 延長 保育	18:30まで	800円
	18:31~ 19:00まで	1,600円

延長保育のしおり

●延長保育とは

本園では入園中の児童を午後6：00から午後7：00までの間で必要な時間保育する制度です。延長保育の場合、通常の保育料の他に延長保育料がかかります。この延長保育料は本園に直接支払うこととなります。

●延長保育の要件

本園に入園が決定している方、または在園中の児童で下記のいずれかの要件に該当することが必要です。

- (1) 保護者の就労時間が午後6：00を越える場合
- (2) 自営業にあつては、母親が中心者であり午後6：00以降、繁忙状態の場合
- (3) その他、延長保育が必要と認められる場合

●申込みに必要な書類

延長保育の申込みに必要な書類は下記の通りです。

- (1) 延長保育申込書
- (2) 就労証明書（就労1号様式）

お申込み お問い合わせ

TEL 042-560-0088
武蔵村山市伊奈平5-66
つむぎ保育園